

しんがた かんせんしやう こういしやう
新型コロナウイルス感染症の後遺症やコロナワクチン
せっしゆ しゆわ そうだん
接種について手話で相談できます

1 もう こ かた
申し込み方

① ひょうごけん もう こ ようし べっし そうだん ないよう か
兵庫県ホームページの申し込み FAX用紙（別紙1）に、相談したい内容を書き、
きぼう じかん そうしん
希望する時間に○をつけて、FAX：078-362-3933 に送信してください。

② ひょうごけん そうだん にちじ か れんらくひやう べっし へんしん
兵庫県から、相談できる日時を書いた連絡票（別紙2）を FAX で返信します。
そうだんにちじ れんらくひやう の
相談日時と QR コードは連絡票に載っています。

③ れんらくひやう か にちじ よ こ しゆわ
②の連絡票に書いてある日時に QR コードを読み込み、「手話
つうやく お じどうてき しゆわつうやくしゃ つな
通訳」ボタンを押すと、自動的に手話通訳者に繋がります。

④ がめん そうだんまどぐちしよくいん しゆわつうやくしゃ うつ そうだん
画面に相談窓口職員と手話通訳者が映ったら相談できます。



2 りやう じかん
利用できる時間

うけつけ へいじつ そうだん へいじつ
FAX受付：平日9：00～17：00 相談：平日9：00～13：00、14：00～17：00

しゆわつうやくしゃ とき そうだん ばあい
※ただし、手話通訳者がいない時は、相談できない場合があります。

3 りやうじやう ちゆういじこう
利用上の注意事項

① そうだん ないよう しんがた こういしやう しんがた せっしゆ
相談の内容は、新型コロナウイルス後遺症や新型コロナワクチン接種などの
そうだん かぎ た ないよう つうじやう す しちやうそん しゆわつうやく
相談に限ります。その他の内容は、通常どおりお住まいの市町村へ手話通訳の
はけんいらい
派遣依頼をしてください。

② 要約筆記は対応していません。要約筆記はお住まいの市町村へ依頼してください。

③ ご自分のスマホやタブレットを使ってください。機器の貸し出しはありません。

④ 遠隔手話通訳の使用料は無料ですが、データ通信にかかる費用は利用者負担となります。

↓

